

テレビや雑誌で  
話題沸騰中！

# なぜ家族信託®(民事信託)が 相続・老後対策で人気なのか？

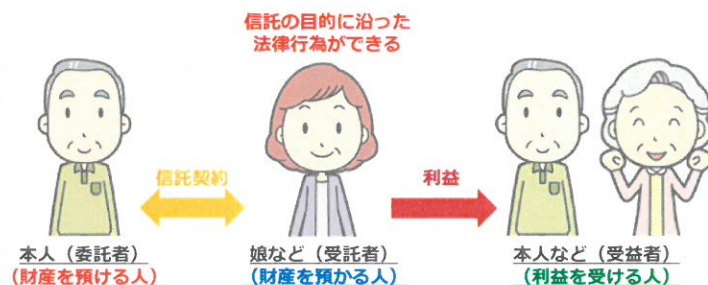
現在、相続対策で最も有効とも言われる家族信託®(民事信託)ですが、  
家族信託®には、以下の3つのメリットがあります。

- ① **遺言**では対応できないニーズに応えることができる
- ② **成年後見**では対応できないニーズに応えることができる
- ③ **不動産共有に伴うリスク**を回避することができる

## 活用事例1

父が認知症になった後でも、  
財産の管理や不動産の売却・修繕、  
相続対策を代わりに行いたい

- 万が一、お父様が認知症になってしまった場合、財産が凍結されてしまい、不動産の売却・管理・建て替えは困難です。
- 成年後見人制度では家族が財産の管理を行うことができず、また柔軟で積極的な資産の活用は難しくなります。

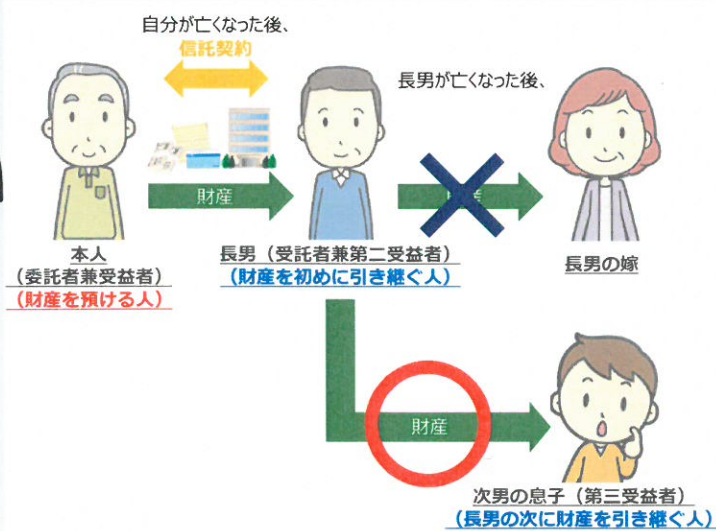


**【こんな心配事に使えます】**  
実家売却、アパート管理、納税資金捻出、  
認知症後の売却、再建築、分譲など

## 活用事例2

先祖代々引き継いできた土地を直系に引き継ぎたい  
(子供の配偶者の家系には土地を渡したくない)

- 子に子供に(孫)がない場合、配偶者の家系に資産が相続されていきます。これを防ぎ、本人の家系に土地を留めることが信託では可能となります。
- 遺言では、財産の承継先を一世代あとまでしか決めることができません。



本紙をFAXにてお申込み下さい。(確認のご連絡を差し上げます。)※電話の方は086-259-0193まで

お申し込みは  
コチラへ



**086-259-0224**

貴社名		参加者名(必須)	
所在地	〒	ご連絡先(必須)	TEL
		MAIL	